

議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してあります2点についてお伺いします。

1番目、地域福祉支援計画の策定についてであります。

近年、少子高齢化が急速に進展していく中で、生活様式の変化や地域社会や家庭の様相は大きく変わってきております。また、景気の低迷や雇用環境低迷の長期化も相まって、自殺や孤独死または孤立死などの社会的孤立の問題など、地域における生活課題は深刻化しております。

国全体として見た場合、未婚化や晩婚化などで子どもの数の減少により、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、その対応が求められております。舟橋村とて例外ではなく、今後一層少子高齢化と核家族化が進行していくのではないかと考えられます。

舟橋村の人口統計をグラフで図形化してみると、非常にバランスを欠いたものになっております。20歳から30歳前半の落ち込みが大きくなっています。高齢化率も日本の国では23%、平成24年版住民基本台帳によれば、富山県では26.71%になっております。

平成24年12月1日の舟橋村人口統計で集計した舟橋村の地区別の高齢化率は、以下のようになっております。舟橋村全体としては16.8%と若く見えますが、仏生寺31.9%、海老江26.8%、舟橋は25.3%、竹内23.4%、古海老江19.1%と続いております。

他の地区においても、人口統計では元村と団地住民の境がわからないため、率としては、高齢化率は把握できませんが、元村では高齢化が急速に進んでいるのではないかと考えます。

今後10年、20年後には生産性の高い世代が減少し、急速に高齢化が加速していくことが予想されます。

高齢者の孤立化を防ぐ地域住民の見守り活動など、各自治体が地域福祉の方針を定めた地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、2003年度以降に、義務化ではありませんが、厚生労働省が積極的に着手するよう求めています。

社会福祉法第107条で、地域福祉計画に関する事項として、「住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるた

めに必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」とあり、その内容は、1、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、2、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、3、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。第108条では、都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として計画を策定し、とあります。また、第109条では、社会福祉協議会の役割を「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけております。

県内の動向については、氷見市が最も早く、1993年から地域福祉計画、地域福祉活動推進計画を策定し、活動されております。富山県はそれよりも10年遅れて2003年から施行しております。2012年時点では、立山町、入善町、舟橋村が未策定であります。

福祉関連の問題は、高齢者、身障者、生活困窮者など多岐にわたり、社会情勢の変化に応じ、福祉施策の動向も変化してきており、それぞれの状況に応じた対応をしていかなければなりません。民生委員、自治会、老人クラブ、その他多くの団体、ボランティアの協力を得て、地域の連携を深めていかなければなりません。必ずしも行政サービスだけで対応できるわけではなく、地域の協力が必要となってきました。住民が本当に舟橋村に住んでよかったと思えるようにするためには、住民参加で福祉について考えていく必要があります。他の市町の動向にかかわらず、舟橋村らしい地域福祉計画を社会福祉協議会と連携を組んだ形で策定していく必要があるのではないかと考えます。村長はどのように考えられるかお聞きします。

次に、2番目の質問である安全マップについてお伺いします。

安全マップ、いわゆる110番の家を初め、村の各種団体が作成したマップについては、村役場自体はタッチしているわけではありませんが、マップに表記されている記載内容の情報の更新が行われておりません。

災害時の避難場所、避難施設に関する情報は役場が提供しているのであり、また村のホームページにも安全マップが掲載されているのであるから、村がイニシアチブをとって発行した団体に情報の更新を働きかけるべきではないか。また、110番の家の看板についても、村内で日中でも人がいる自営業、店舗や企業に協力してもらうべきではないか。

安全マップ、110番の家は犯罪防止に一定の抑止効果はあると思いますが、日中留守にしている家庭ではあまり意味をなさないのではないかと考えます。当局の考えをお聞きします。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 川崎議員さんの、地域安全マップ等についてのご質問については、私のほうからお答えをします。

地域安全マップは、平成18年2月に、舟橋村安全なまちづくり協議会の活動の一環といたしまして、こども110番の家、災害時の避難場所、避難施設、また通学路の注意箇所や交通危険箇所などを1枚のマップにまとめ、周知を図ることを目的に作成したものであります。

今般、作成時から6年が経過をしておりましたので、平成24年度の舟橋村安全なまちづくり協議会の総会で、舟橋村地域安全マップの更新を行うことといたしました。各地区、各団体からご意見、情報を寄せていただきまして、それらの情報をもとに舟橋村地域安全マップを更新し、去る3月1日に村のホームページのほうに新しいものをアップさせていただいておりますので、またご確認をいただければというふうに思います。

このうち、こども110番の家に関しましては、1990年代ごろより、子どもを狙った犯罪が急増したことを受けて設置が始まったものであります。委嘱は警察署長が行うものの、運営自体はPTA等のボランティアによって行われているのが実情であります。本村では昨年、村の駐在所長の助言を受けながら、小学校育成会でこども110番の家の見直しを行われまして、24年12月末現在、25カ所に更新をされたところであります。これにつきましても、新しい地域安全マップに載っておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

こども110番の家について、日中留守にしている家庭では意味をなさないのではないかとご指摘ですが、これはご指摘のとおりであります。本来、通学路周辺にある商店等が地域活動の一環としてこども110番の家の役を担う場合が多いのですが、村内には商店等が少なく、一般住宅に協力をお願いしてこども110番の家を運営しているところであり、一般の民家の方が日によっては日中留守にしている場合もあるのは当然のことです。しかし、できる範囲で子どもたちの安全を見守っていきたいという意思でこども110番の家に参加していただいている方々には、大変

感謝をしているところであります。

また、小学校育成会でも、こども110番の家の見直しの際には、できる限り日中在宅の商店や民家に依頼する方向で進めております。また、今年度の舟橋村安全なまちづくり協議会では、役員の方から古海老江地区の子どもたちの通学路にこども110番の家がないと、心配だという意見がありましたので、育成会の地区役員の方が日中在宅のご家庭に直接こども110番の家の登録を依頼に行かれまして、少しずつではありますが、改善を図っておるところであります。

最後になりますが、これまで舟橋村地域安全マップの更新がなく、古い情報がホームページに掲載されておりましたけれども、今後は舟橋村安全なまちづくり協議会において毎年1回見直しを行い、更新することとしております。より新しい情報を提供することによりまして、安全・安心の村づくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 6番川崎議員さんの、地域福祉計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

議員さんが指摘されたとおり、急速に進んでおる少子高齢化は社会構造に大きな変化をもたらしておりまして、生産年齢人口の減少を初めとする、そういった経済の発展に支障を来しておるということをご承知のとおりでありまして、そしてまた一方では、国におきましては、社会保障と税の一体改革を審議しております社会保障制度改革国民会議の中でも現役世代の負担増を検討しておること等も含めまして、非常に大きな政治経済課題を生み出していることは事実であります。

それで、舟橋村におきましては、村民の平均年齢が39歳と非常に若いということがございまして、高齢化のテンポは一般的には遅いということは考えられます。しかしながら、一方では、ご指摘があったように、地域間では高齢化率に大変格差があるということも含めまして、今後はそういった中長期の展望からそういった対応を求めるというふうに認識しておるところであります。

村内には、ひとり暮らしのお年寄りや障害のある人、子育て中の親など、何らかの支えを必要としている人は少なくありません。地域福祉とは、地域で支えを必要としている人、またその家族も含めて、地域で生活する全ての人が、助け合い、支え合いながら、

安心・安全な生活を送ることができる地域環境といえますか、生活環境を育てていくということが私たちの役割だと、こういうふうに理解しております。

そしてまた、具体的に地域福祉を進めていく方策といたしましては、在宅での暮らしを支える居宅介護サービス等を含めて公的なサービス等を充実させていくことのみでなく、地域に住む方々が当事者としてそういった課題に向き合って理解し合い、寄り添い、協力し合うことでつながることができる交流活動、あるいはまた地域で支え合うボランティア活動を推進していくことが行政の役割であると。そして、その仕組みを最も大切なものと、こういうふうに思っているわけであります。

社会福祉法では、地域福祉づくりを住民と行政が協働して計画的に、そしてまた総合的に進めるということで、市町村に対して、そういった市町村地域福祉計画というものの策定を求めていることは事実であります。

しかし、ご存じのとおり、計画とは、計画する関係事業を実施・推進すること、さらにはその成果を上げることが目的でありまして、策定をすることが目的ではないものと考えております。私が言わんとしているのは、計画倒れになってはいかんとということであります。

本村の各種計画で最上位にランクづけされます、平成23年3月に策定しております第4次総合計画では協働型まちづくりを、健康構想ではソーシャルキャピタルを柱に掲げておりまして、いずれも地域における住民主体のまちづくりを基本としております。

また、本村が策定しております計画では、目的を共有し、住民と行政の役割分担を明確にした構成になっております。このことは、協働型やソーシャルキャピタルが構築されなければ、計画は行政の一方的な指導書でしかなく、事業成果にはつながらないということであると思っております。

さらには、計画の遂行に当たりましては、行政経営の基本となりますマネジメントサイクル「PDCA」、すなわち計画、実行、評価、改善のサイクルの確立がかなめでありまして、事務事業を検証し、次年度に反映する仕組みが最も大切であるということは言うまでもないわけであります。

議員がご指摘されました地域福祉計画は、村の総合計画に掲げております「住民と行政による協働型のまちづくり」、健康構想に掲げる「住民間の信頼・連帯感の醸成」を具現化すると、それを実際に具体化していくということが大切であると。私は、その対応ができる、例えば全ての福祉施策が実に動いているといえますか、支え合っている、

そういうものであるというふうに思います。

そういったことから、その基盤整備に全力で取り組んでまいると、こういうふうに思っておりますので、ぜひともこういったことをご理解いただき、計画ありきでないということもひとつご検討いただきたいと、こういうふうに思っておるわけでありまして。そういうことで、私の答弁にかえさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。